

「学力に関する証明書」の申込にあたっての注意事項

- 学力に関する証明書は、教育職員免許状（以下「免許状」という。）を取得するにあたって必要となる単位数を、関係法規に定められる区分に読み替えた証明書のことです。
在学中に修得された科目名、単位数、成績などを記載した証明書は「成績証明書」です。
- 免許状取得の証明ではありません。授与証明が必要な場合や免許状を紛失された場合は、免許状を授与した都道府県教育委員会にお問い合わせください。（大阪教育大学卒業・修了時に免許状を取得された方は、大阪府教育委員会が授与権者です。）
- 学力に関する証明書は、**免許種・教科ごとに作成**します。例えば、中・高一種国語の学力に関する証明書が必要な場合、中（一種）国語、高（一種）国語の2通を申込んでください。
- 学力に関する証明書は、教育職員免許法（以下、「免許法」という。）に基づいて作成します。

適用される免許法	入学年度
新法 (平成28年改正法)	平成31(2019)年度入学生～
旧法 (平成10年改正法)	平成12(2000)～平成30(2018)年度入学生
旧旧法 (昭和63年改正法)	平成2(1990)～平成11(1999)年度入学生
旧旧旧法 (昭和29年改正法)	～平成元(1989)年度入学生

- 本学卒業・修了時の免許状取得以外で「学力に関する証明書」が必要な場合は主に以下のとおりです。
 - ① 教育委員会に新たな免許状（現時点で未取得）の申請を行う場合
 - ② 本学では免許状取得要件を満たさず、他大学等で不足単位を修得する場合
 - ③ 本学では免許状取得要件を満たさず、教育委員会で不足単位を確認する場合
- 特に申し出がない場合、**在籍当時の免許法**に基づき証明書を発行します。平成30年度以前入学生の方で、新法による証明書発行を希望される場合は、申込システム内の「連絡事項」にその旨を記載してください。
- 一般に**新たな免許状申請**時には**新法**の証明書が必要です。ただし、免許状は法令により様々な取得方法があり、取得方法（根拠法令）によって必要な証明書は異なります。
適用する免許法やどの免許種・教科で発行すべきかについては、ご自身で提出先の教育委員会等にお問い合わせください。